

改定案	現行	補足説明																																																																
※軽微な修正については省略 環境影響評価技術指針 第1章 総論 第2 基本的事項 7 評価 (2) 大阪市環境基本計画等に<u>掲げたビジョンの実現及び</u>目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 第4 事業計画策定にあたっての環境配慮の実施手順（港湾計画を除く） 3 環境配慮の方法 (5) 評価書作成以降の環境配慮 表3 基本的な環境配慮事項（港湾計画を除く） 1 周辺との調和 <table><tr><th>環境配慮項目及び環境配慮事項</th><th>面整備</th><th>交通施設</th><th>供給・処理施設</th><th>埋立事業</th><th>建築物</th><th>駐車場</th><th>地下利用施設</th></tr><tr><td>1－1 周辺土地利用との調和</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、<u>良好な環境の創出に努めるとともに、環境への影響の回避又は低減に努めること。</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 2 循環 <table><tr><th>環境配慮項目及び環境配慮事項</th><th>面整備</th><th>交通施設</th><th>供給・処理施設</th><th>埋立事業</th><th>建築物</th><th>駐車場</th><th>地下利用施設</th></tr></table>	環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設	1－1 周辺土地利用との調和								事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、 <u>良好な環境の創出に努めるとともに、環境への影響の回避又は低減に努めること。</u>	○	○	○	○	○	○	○	環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設	環境影響評価技術指針 第1章 総論 第2 基本的事項 7 評価 (2) 大阪市環境基本計画等に<u>定める</u>目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 第4 事業計画策定にあたっての環境配慮の実施手順（港湾計画を除く） 3 環境配慮の方法 (5) 評価書作成以降の環境配慮 表3 基本的な環境配慮事項（港湾計画を除く） 1 周辺との調和 <table><tr><th>環境配慮項目及び環境配慮事項</th><th>面整備</th><th>交通施設</th><th>供給・処理施設</th><th>埋立事業</th><th>建築物</th><th>駐車場</th><th>地下利用施設</th></tr><tr><td>1－1 周辺土地利用との調和</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響の回避又は低減に努めること。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 2 循環 <table><tr><th>環境配慮項目及び環境配慮事項</th><th>面整備</th><th>交通施設</th><th>供給・処理施設</th><th>埋立事業</th><th>建築物</th><th>駐車場</th><th>地下利用施設</th></tr></table>	環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設	1－1 周辺土地利用との調和								事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○	○	環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設	大阪市環境基本計画（改定計画）の内容を踏まえ文言の追記 大阪市環境基本計画（改定計画） P27 第2節計画の方向性 第3項ビジョン、目標についての考え方 『計画に掲げたビジョン、目標を実現・達成していくためには、・・・市民や事業者、国などの取組みも不可欠であり・・・』を踏まえ評価内容の追記 環境基本計画の内容を踏まえ文言の追記 第6次環境基本計画 第2章持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方 P35～ 『・・・環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、・・・』を踏まえ追記 環境基本計画等の内容を踏まえ文言の追記 第6次環境基本計画 P151 第3部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策
環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設																																																											
1－1 周辺土地利用との調和																																																																		
事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、 <u>良好な環境の創出に努めるとともに、環境への影響の回避又は低減に努めること。</u>	○	○	○	○	○	○	○																																																											
環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設																																																											
環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設																																																											
1－1 周辺土地利用との調和																																																																		
事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	○	○	○	○	○	○																																																											
環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設																																																											

2－1 資源循環							
<u>食品ロスや使い捨てプラスチックの削減など、廃棄物の発生抑制・資源のリユースの徹底を図るとともに、再生不可能な資源から再生可能資源への置き換え及びリサイクルにより資源循環の取組みに努めること。</u>	○	○	○	○	○	○	○
<u>生産・流通過程においてエネルギー消費や環境負荷ができるだけ少なくなるよう配慮された資材を使用することや、再生利用等が容易にできるよう適切な資材や工法を選定するなど、工事の実施や将来の解体に至るまでのライフサイクル全体での資源循環の取組みに努めること。</u> また、残土の発生抑制及び有効利用に努めること。	○	○	○	○	○	○	○

6 地球環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設
6－1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質							
建築物の向きや室の配置等の配慮や断熱性・日射遮蔽性の高い部材の採用等による熱負荷の抑制に努めるとともに、 <u>ZEB化の実現に向けた検討に努めること。</u>	○	○	○	○	○	○	
<u>工事段階においては、低燃費型の車両・建設機械の導入や輸送の効率化等、効率的なエネルギーの使用などにより温室効果ガスの排出削減に努めること。</u>	○	○	○	○	○	○	○
<u>資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、</u>	○	○	○		○	○	○

2－1 資源循環							
プラスチック <u>ごみや食品ロス</u> の削減など、 <u>供用中における廃棄物の発生抑制や循環資源のリユース・リサイクル</u> に努めること。	○	○	○	○	○	○	○
再生利用等が容易にできるよう適切な資材や工法を選定するなど、工事の実施や将来の解体により生じる <u>廃棄物の発生抑制や循環資源のリユース・リサイクル</u> に努めること。また、残土の発生抑制及び有効利用に努めること。	○	○	○	○	○	○	○

6 地球環境

環境配慮項目及び環境配慮事項	面整備	交通施設	供給・処理施設	埋立事業	建築物	駐車場	地下利用施設
6－1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質							
建築物の向きや室の配置等の配慮や断熱性・日射遮蔽性の高い部材の採用等による熱負荷の抑制に努めること。	○	○	○	○	○	○	
(追加)							

3 循環型社会の形成 ③適正処理の推進

『資源循環及び廃棄物処理の原則としては、まずは3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物の適正な処理を確保するという優先順位で取り組む。』

第5次循環型社会形成推進基本計画 P49～

3.1. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が達成された姿

『生産段階：・・・ライフサイクル全体で天然資源消費・エネルギー消費・環境負荷ができるだけ少ないモノ・・・』

『流通段階：・・・できるだけ少ないエネルギー消費・環境負荷が必要な時に・・・』

大阪市環境基本計画（改定計画）の内容を踏まえ ZEB 化の追記

大阪市環境基本計画（改定計画） P31

第2項 徹底した省エネルギーの推進
『省エネ住宅、ZEB・ZEH の普及促進』

工事期間中の温室効果ガス排出量について原則予測することとしたことから、工事期間中の環境配慮事項を追加

環境基本計画等の内容を踏まえ追加

第6次環境基本計画 P54～

	原材料調達から生産・流通・消費までのバリューチェーン・サプライチェーン全体の脱炭素化に係る取組の検討に努めること。						
6－2	気候変動適応策						
	関係機関と連携して避難場所等の提供や地下空間における浸水対策等風水害対策に取り組むこと。また、暑さ対策を実施すること等により熱中症対策に取り組むこと。						
	○	○	○		○	○	○

第2章

各環境影響評価項目の調査・予測・評価

第1 大気質

- 8 評価
- 予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

 - ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
 - ・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
 - ・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること。
 - ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。

第2 水質・底質

- 6 評価
- 予測結果について、次の観点のうち適切なものを選定し評価を行うこと。

 - ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
 - ・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と

	(追加)						
6－2	気候変動適応策						
	関係機関と連携して避難場所等の提供や地下空間における浸水対策等風水害対策に取り組むこと。						
	○	○	○		○	○	○

第2章

各環境影響評価項目の調査・予測・評価

第1 大気質

- 8 評価
- 予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

 - ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
 - ・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
 - ・大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること。
 - ・大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。

第2 水質・底質

- 6 評価
- 予測結果について、次の観点のうち適切なものを選定し評価を行うこと。

 - ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
 - ・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成

第1章重要分野ごとの環境政策の展開（1）パートナーシップの前提となる各主体の役割

○事業者

『・・・公害防止の取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、原材料調達から生産・流通そして消費までのバリューチェーン全体で環境負荷を削減する取組・・・』等の内容を踏まえ環境配慮事項の追加

大阪市環境基本計画（改定計画）の内容を踏まえ暑さ対策の追記

大阪市環境基本計画（改定計画） P46

第2項気候変動やヒートアイランド現象による暑熱環境悪化への対策

『暑熱環境による人への影響を軽減する「適応策」の推進』

大阪市環境基本計画（改定計画）の内容を踏まえ文言の追記

大阪市環境基本計画（改定計画） P27

第2節計画の方向性 第3項ビジョン、目標についての考え方

『計画に掲げたビジョン、目標を実現・達成していくためには、・・・市民や事業者、国などの取組みも不可欠であり・・・』を踏まえ評価内容の追記

以下「水質・底質」、「地下水」、「土壌」、「騒音」、「振動」、「低周波音」、「地盤沈下」、「悪臭」、「廃棄物・残土」、「地球環境」の評価において同じ

- 維持に支障がないこと。
- ・水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排水基準、総量規制基準等に適合すること。
 - ・瀬戸内海環境保全特別措置法に定められた許可基準に適合すること。
 - ・窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導方針（平成 8 年 7 月 24 日大阪府告示第 1244 号）に基づく水質管理値に適合すること。
 - ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。

第 3 地下水

1 細項目の選定

表 3－1 細項目（地下水）

(2) その他必要な項目
<u>要監視項目、要調査項目</u> 、水素イオン濃度、気温、水温、外観、臭気、透視度 等

6 評価

- 予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。
- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
 - ・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
 - ・事業により、地下水汚染を発生・進行させないこと。
 - ・水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準等に適合すること。
 - ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。

第 4 土 壤

6 評価

予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

- と維持に支障がないこと。
- ・水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排水基準、総量規制基準等に適合すること。
 - ・瀬戸内海環境保全特別措置法に定められた許可基準に適合すること。
 - ・窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導方針（平成 8 年 7 月 24 日大阪府告示第 1244 号）に基づく水質管理値に適合すること。
 - ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

第 3 地下水

1 細項目の選定

表 3－1 細項目（地下水）

(2) その他必要な項目
水素イオン濃度、気温、水温、外観、臭気、透視度 等

6 評価

- 予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。
- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
 - ・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
 - ・事業により、地下水汚染を発生・進行させないこと。
 - ・水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準等に適合すること。
 - ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

第 4 土 壤

6 評価

予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

「水質」と同様に要監視項目、要調査項目を明記

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
- ・土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき適切な措置が講じられていること。
- ・事業により、土壌汚染を発生・進行させないこと。
- ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。

第 5 騒 音

6 評 価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
- ・騒音規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。

第 6 振 動

5 予測結果のまとめ

(4) 予測結果の整理

- ・予測結果は、コンター図や、現況と将来の振動レベルの対比表などを用いて、わかりやすく示すこと。
- ・予測結果と規制基準・要請限度等の対比は、図表によりわかりやすく示すこと。

6 評 価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
- ・土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき適切な措置が講じられていること。
- ・事業により、土壌汚染を発生・進行させないこと。
- ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

第 5 騒 音

6 評 価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
- ・騒音規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

第 6 振 動

5 予測結果のまとめ

(4) 予測結果の整理

- ・予測結果は、コンター図や、現況と将来の振動レベルの対比表などを用いて、わかりやすく示すこと。
- ・予測結果と環境保全目標（規制基準、要請限度等）の対比は、図表によりわかりやすく示すこと。

6 評 価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

大阪市環境基本計画（改定計画）において、環境保全目標が定められていないため、予測結果の整理から文言の削除

以下「低周波音」、「地盤沈下」、「気象」において同じ

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現に支障がないこと。

第 7 低周波音

5 予測結果のまとめ

(4) 予測結果の整理

- ・予測結果は、コンター図や、現況と将来の低周波音の音圧レベルの対比表などを用いて、わかりやすく示すこと。なお、工場・事業場などに設置している固定発生源（施設・設備機器等）については、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月環境省環境管理局）の参照値と対比して示すこと。

6 評価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現に支障がないこと。

第 8 地盤沈下

5 予測結果のまとめ

(3) 予測結果

- ・予測結果について、わかりやすく整理すること。

6 評価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されている

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

第 7 低周波音

5 予測結果のまとめ

(4) 予測結果の整理

- ・予測結果は、コンター図や、現況と将来の低周波音の音圧レベルの対比表などを用いて、わかりやすく示すこと。なお、工場・事業場などに設置している固定発生源（施設・設備機器等）については、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月環境省環境管理局）の参照値と対比して示すこと。

- ・予測結果と環境保全目標の対比は、図表によりわかりやすく示すこと。

6 評価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

第 8 地盤沈下

5 予測結果のまとめ

(3) 予測結果

- ・予測結果について、わかりやすく整理すること。

- ・予測結果と環境保全目標の対比も、わかりやすく示すこと。

6 評価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されている

こと。

- ・工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に定められた規制基準に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現に支障がないこと。

第9 悪 臭

5 予測結果のまとめ

(6) 予測結果の整理

- ・予測結果と規制基準等の対比は、図表等によりわかりやすく示すこと。

6 評 価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・悪臭防止法に定められた規制基準に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現に支障がないこと。

第12 廃棄物・残土

5 評 価

予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準等に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画等に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。

第13 地球環境

3 予 測

こと。

- ・工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

第9 悪 臭

5 予測結果のまとめ

(6) 予測結果の整理

- ・予測結果と環境保全目標の対比は、図表等により、わかりやすく示すこと。

6 評 価

予測結果について、次の観点から評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・悪臭防止法に定められた規制基準に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

第12 廃棄物・残土

5 評 価

予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準等に適合すること。
- ・大阪市環境基本計画等の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。

第13 地球環境

3 予 測

大阪府生活環境の保全等に関する条例において地盤沈下に係る規制基準が定められていないため削除

「大気質」、「土壌」、「騒音」、「振動」と同様に工事

(2) 予測手法

① 予測時期

原則として、選定した細項目の影響が最大になる時期とする。なお、温室効果ガスの排出量については、工事期間中及び年間排出量として最大となる時期とする。

③ 予測方法

対象事業の概要・事業特性、排出抑制対策の内容、類似例を考慮して、原単位等から推定する方法等により予測すること。

環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減量を予測する場合は、環境保全措置を考慮しない場合の排出量をベースラインとし、そのベースラインからの削減量を示すこと。

また、温室効果ガスの排出量を算出する際は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」により温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算すること。

建築物の予測については、大阪市建築物総合環境評価制度（C A S B E E大阪みらい）の「C A S B E E大阪みらい評価ソフト」を用いて、省エネルギーに対する取組の評価を行うこと。

5 評価

予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・温室効果ガスやオゾン層破壊物質の排出抑制に配慮されていること。
- ・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等に適合するものであること。
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置が講じられていること。
- ・大阪市環境基本計画に掲げたビジョンの実現及び目標の達成と維持に支障がないこと。

(2) 予測手法

① 予測時期

原則として、選定した細項目の影響が最大になる時期とする。なお、温室効果ガスの排出量については、年間排出量として最大となる時期とする。

③ 予測方法

対象事業の概要、排出抑制対策の内容、類似例を考慮して、原単位等から推定する方法等により予測すること。

建築物の温室効果ガス排出量の予測は、標準施設からの温室効果ガス排出量との比較を行うこと。温室効果ガス排出量の算出にあたっては、二酸化炭素排出量に換算して予測することとし、換算にあたっては「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて報告する際に利用する排出係数を用いること。

なお、標準施設からの排出量は、業種別及び用途別のエネルギー消費原単位を用いて計画施設の面積及び排出係数を乗じて算出すること。

また、建築物の予測については、大阪市建築物総合環境評価制度（C A S B E E大阪みらい）の「C A S B E E大阪みらい評価ソフト」を用いて、省エネルギーに対する取組の評価を行うこと。

5 評価

予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・温室効果ガスやオゾン層破壊物質の排出抑制に配慮されていること。
- ・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等に適合するものであること。
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置が講じられていること。
- ・大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。

期間中の温室効果ガス排出量の予測を追記

温室効果ガスの排出削減の予測方法について、ベースライン排出量を「標準施設」から「環境保全措置を考慮しない場合の排出量」に変更

温室効果ガスの排出量の算出について「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき行うことを追記

第14 気 象（風害を含む）

6 評 価

予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

- ・事業計画地の周辺地域において、気象の状況に著しい変化を起こさないよう配慮していること。
- ・風系の変化が周辺地域に著しい影響を及ぼさないよう適切に配慮していること。

第21 自然とのふれあい活動の場

1 細項目の選定

表 2 1－1 細項目（自然とのふれあい活動の場）

- ・ 都市公園、緑地、遊歩道、プロムナード、野外レクリエーション施設等（以下「ふれあい活動の場」という。）の消滅の有無と改変の程度
- ・ ふれあい活動の場に対する環境影響
- ・ ふれあい活動の場の利用特性及び価値への影響

[参 考 資 料]

〔参考－1〕 環境影響評価項目選定の基本的考え方

13 地球環境

(1) 対象事業の実施又は対象事業の実施後の土地利用に伴い、大量のエネルギー等の利用やオゾン層破壊物質の使用が考えられる場合

(2) 対象事業に係る建設工事において、建設機械の稼働又は工事用車両の走行等により、大量のエネルギー等の利用による温室効果ガスの排出が考えられる場合

〔参考－7〕大規模建築物に係る環境影響評価方法書の作成要領

表 2－1 事業計画に反映した環境配慮の内容(基本的な環境配慮事項)

(本編 総論 第4 表3と同様のため省略)

第14 気 象（風害を含む）

6 評 価

予測結果について、次の観点からの評価を行うこと。

- ・事業計画地の周辺地域において、気象の状況に著しい変化を起こさないよう配慮していること。
- ・風系の変化が周辺地域に著しい影響を及ぼさないよう適切に配慮していること。
- ・ 大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと

第21 自然とのふれあい活動の場

1 細項目の選定

表 2 1－1 細項目（自然とのふれあい活動の場）

- ・ 遊歩道、プロムナード、野外レクリエーション施設等（以下「ふれあい活動の場」という。）の消滅の有無と改変の程度
- ・ ふれあい活動の場に対する環境影響
- ・ ふれあい活動の場の利用特性及び価値への影響

[参 考 資 料]

〔参考－1〕 環境影響評価項目選定の基本的考え方

13 地球環境

対象事業の実施又は対象事業の実施後の土地利用に伴い、大量のエネルギー等の利用やオゾン層破壊物質の使用が考えられる場合

〔参考－7〕大規模建築物に係る環境影響評価方法書の作成要領

表 2－1 事業計画に反映した環境配慮の内容(基本的な環境配慮事項)

(同左)

選定対象となりやすいものを追記

本編 第2章 第13地球環境 3 (2)① 予測時期に
工事期間中を追加したことから追記

表 3－1 環境影響評価項目と環境影響要因（標準的なもの）

環境影響評価項目	環 境 影 響 要 因						選定する理由
	細項目	施設の存在	施設の利用	建設工事			
		高層建築物の存在	施設関連車両の走行	施設の供用	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地の改変
地球環境			○	○	○		工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行、並びに施設の稼働により温室効果ガスが排出されるため。

表 5 予 測 方 法

予測項目[予測事項]		予測方法	対象範囲等	予測対象時期
地球環境	温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出量	原単位法、類似例等による予測	事業計画地内からの発生	建設工事中施設利用最大時

＜ 参 考 ＞

方法書（記載例）

別添 1

事業計画に反映した環境配慮の内容（基本的な環境配慮事項）

1 周辺との調和

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 （選定しない場合はその理由）
1－1 周辺土地利用との調和		

表 3－1 環境影響評価項目と環境影響要因（標準的なもの）

環境影響評価項目	環 境 影 響 要 因						選定する理由
	細項目	施設の存在	施設の利用	建設工事			
		高層建築物の存在	施設関連車両の走行	施設の供用	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地の改変
地球環境			○				施設の稼働により温室効果ガスが排出されるため。

表 5 予 測 方 法

予測項目[予測事項]		予測方法	対象範囲等	予測対象時期
地球環境	温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出量	原単位法、類似例等による予測	事業計画地内からの発生	施設利用最大時

＜ 参 考 ＞

方法書（記載例）

別添 1

事業計画に反映した環境配慮の内容（基本的な環境配慮事項）

1 周辺との調和

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 （選定しない場合はその理由）
1－1 周辺土地利用との調和		

参考－1 13 地球環境 (2)を追加したことから追記

本編 第2章 第13地球環境 3 (2)① 予測時期に工事期間中を追加したことから追記

脱炭素社会の実現に向けたまちづくりなど、地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○ 事業計画地が位置する地域のまちづくり方針に基づき、再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、水素の利用と合わせて製造事業者や輸送事業者と連携して <u>物質やエネルギーの投入を効率化する</u> サプライチェーンの構築を検討し、低炭素化を図るとともに、エネルギーの多重化による地域の災害への対応力の強化を図る。
--	---

脱炭素社会の実現に向けたまちづくりなど、地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○ 事業計画地が位置する地域のまちづくり方針に基づき、再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、水素の利用と合わせて製造事業者や輸送事業者と連携してサプライチェーンの構築を検討し、低炭素化を図るとともに、エネルギーの多重化による地域の災害への対応力の強化を図る。
--	---

※環境配慮項目及び環境配慮事項は本編 第1章

総論 第4 表3と同様

▶環境配慮の内容は一例として記載

2 循環

2-1 資源循環

<u>食品ロスや使い捨て</u> プラスチックの削減など、廃棄物の発生抑制・資源のリユースの <u>徹底を図るとともに、再生不可能な資源から再生可能資源への置き換え及びリサイクルにより資源循環の取組み</u> に努めること。	○ 共通の通い箱を活用し梱包材の発生抑制に <u>取り組み、梱包材を使用する場合は再生可能な材質のもの選定するように努める。また、</u> 給水スポットの設置などプラスチック類を含むごみの削減に努める。 ○ 入居テナントの飲食店に対して小盛メニューの設定を奨励するなど食品ロス削減の取組を推進するとともに、施設から発生する生ごみからのエネルギー回収などを検討し、食品廃棄物の削減を図る。
--	--

2 循環

2-1 資源循環

プラスチック <u>ごみや食品ロス</u> の削減など、 <u>供用中における廃棄物の発生抑制や循環</u> 資源のリユース・リサイクルに努めること。	○ 共通の通い箱を活用した梱包材の発生抑制 <u>や、</u> 給水スポットの設置などプラスチック類を含むごみの削減に努める。 ○ 入居テナントの飲食店に対して小盛メニューの設定を奨励するなど食品ロス削減の取組を推進するとともに、施設から発生する生ごみからのエネルギー回収などを検討し、食品廃棄物の削減を図る。
---	--

6 地球環境

6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質

省エネルギー型機器、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用に努めること。また、自然光や自然通風の活用、地中熱・下水熱の利用、太陽光発電の導入など再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、水素などの新たなエネルギーの活用について検討すること。さらに、再生可能エネルギーの調達により、エネルギーの脱炭素化を図ること。その他オゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	省エネルギー機器や高効率機器を採用し、設備システムの高効率化を図るとともに、自然光や自然通風の活用などの自然エネルギーの利用に努める。 また、太陽光発電設備や海水・河川水熱、帯水層蓄熱技術を利用した熱供給施設を導入する等自然エネルギーを利用した建築設備の導入に努める。 さらに<u>施設全体の低炭素化に向け、</u>燃料電池など水素を利用したエネルギーシステムを導入するとともに、再生可能エネルギーの調達に取り組む。
建築物の向きや室の配置等の配慮や断熱性・日射遮蔽性の高い部材の採用等による熱負荷の抑制に努めるとともに、<u>ZEB化の実現に向けた検討に努める</u>こと。	日射の影響を抑制する室配置とするとともに、庇、外ルーバーの採用、断熱性の高いLow-E複層窓ガラスや外壁の採用等により、熱負荷の抑制に努め、<u>エネルギーに係る上記取組とあわせて、高層オフィス棟でのZEB Ready (ゼロ・エネルギー・ビル・レディ)の認証取得をめざす。</u>

6 地球環境

6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質

省エネルギー型機器、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用に努めること。また、自然光や自然通風の活用、地中熱・下水熱の利用、太陽光発電の導入など再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、水素などの新たなエネルギーの活用について検討すること。さらに、再生可能エネルギーの調達により、エネルギーの脱炭素化を図ること。その他オゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	省エネルギー機器や高効率機器を採用し、設備システムの高効率化を図るとともに、自然光や自然通風の活用などの自然エネルギーの利用に努める。 また、太陽光発電設備や海水・河川水熱、帯水層蓄熱技術を利用した熱供給施設を導入する等自然エネルギーを利用した建築設備の導入に努める。 さらに燃料電池など水素を利用したエネルギーシステムを導入し、<u>これらの取組により、高層オフィス棟でのZEB Ready (ゼロ・エネルギー・ビル・レディ)の認証取得をめざすとともに、商業棟を含めた施設全体の低炭素化に向け、再生可能エネルギーの調達に取り組む。</u>
建築物の向きや室の配置等の配慮や断熱性・日射遮蔽性の高い部材の採用等による熱負荷の抑制に努めること。	日射の影響を抑制する室配置とするとともに、庇、外ルーバーの採用、断熱性の高いLow-E複層窓ガラスや外壁の採用等により、熱負荷の抑制に努める。

<u>工事段階においては、低燃費型の車両・建設機械の導入や輸送の効率化等、効率的なエネルギーの使用などにより温室効果ガスの排出削減に努めること。</u>	○	<u>燃費基準達成建設機械認定制度による認定を受けた建設機械を積極的に採用し、工事中の温室効果ガスの削減に努める。また、事業計画地内への資材の搬入が効率的に行われるよう工事計画を作成する。</u>
<u>資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、原材料調達から生産・流通・消費までのバリューチェーン・サプライチェーン全体の脱炭素化に係る取組の検討に努めること。</u>	○	<u>資材の調達にあたっては、製造過程における温室効果ガスの排出量が少ないものや、撤去時に廃棄物の発生が少ないものを選定するように努める。また、使用する電力は二酸化炭素排出原単位を考慮して選定する。</u>

6－2 気候変動適応策

関係機関と連携して避難場所等の提供や地下空間における浸水対策等風水害対策に取り組むこと。 <u>また、暑さ対策を実施すること等により熱中症対策に取り組むこと。</u>	○	ハザードマップの情報を基に「避難確保計画」を作成するとともに、平時において水害発生時の避難訓練を行い、施設利用者等の水害時（河川氾濫・高潮・内水氾濫）の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。 また、地下との接続部に止水板を設けて地下空間における浸水対策を行うとともに、事業活動に最低限必要となる熱源・電気設備が浸水による影響を受けないよう設置場所に配慮する。 <u>オープンスペースに遮熱性の日除けと微細ミストを設置するとともに、熱中症警戒アラートの</u>
---	---	---

(追加)		
(追加)		

6－2 気候変動適応策

関係機関と連携して避難場所等の提供や地下空間における浸水対策等風水害対策に取り組むこと。	○	ハザードマップの情報を基に「避難確保計画」を作成するとともに、平時において水害発生時の避難訓練を行い、施設利用者等の水害時（河川氾濫・高潮・内水氾濫）の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。 また、地下との接続部に止水板を設けて地下空間における浸水対策を行うとともに、事業活動に最低限必要となる熱源・電気設備が浸水による影響を受けないよう設置場所に配慮する。
--	---	--

		<u>発表状況を施設利用者に周知することで、熱中症対策に取り組む。また、施設の一部にクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として使用できるスペースを設けるものとする。</u>			
	方法書（記載例）	別添 2		方法書（記載例）	別添 2
	環境影響評価項目と環境影響要因の関係			環境影響評価項目と環境影響要因の関係	
	（〔参考－ 7〕大規模建築物に係る環境影響評価方法書の作成要領 表 3－1 と同様のため省略）			（同左）	